

＜事業計画書作成についての注意事項＞

- ・配置図には、隣地境界線から建築物までの寸法を明示してください。
- ・日影図は、屋上に設ける建築設備及び工作物等を含むものとし、平均地盤面の高さの水平面に生じさせる日影の形状を明示してください。
- ・付近状況図は、敷地の形状及び家屋の位置がわかるようにしてください。また、土地、家屋及び道路等の所有者は、登記簿謄本等により調査し、対象者（土地所有者、建築物所有者・占有者）には漏れなく説明してください。
- ・追加図書として、住民への説明資料を添付してください。（挨拶文、不在時連絡票等も含む）
- ・住民への説明は原則直接会って（個別又は説明会等）説明してください。（不在の場合や遠方の場合の対応は、担当部署へお問合せください。）
- ・住民への説明資料に以下の事項を記載してください。

・テレビ電波障害について

（例）あらかじめ専門会社に委託して地域の受信状況調査等を行い、本事業の建築物に起因する電波障害の発生が確認された場合は、速やかに適切な処置を講じます。

・説明報告書の閲覧について

（例）近隣の皆様へご説明した状況を、説明報告書としてさいたま市に

令和〇〇年〇〇月〇〇日（ ）に提出する予定です。

市へ提出した説明報告書の一部は、

令和〇〇年〇〇月〇〇日（ ）から令和〇〇年〇〇月〇〇日（ ）（予定）まで下記の場所にて閲覧できます。（土、日、祝日を除く開庁日）

閲覧場所：北部建設事務所 建築指導課 （大宮区役所 6階）

さいたま市役所 建築総務課 （さいたま市役所10階）

・意見書の提出について

（例）計画の内容について、説明報告書の閲覧期間が終了する令和〇〇年〇〇月〇〇日（ ）（予定）まで、事業者に対して意見書を提出することができます。

意見書の提出先：〒

TEL

FAX